

## 池田町広告掲載要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、町の資産への民間企業等の広告の掲載又は表示（以下「掲載等」という。）をするため必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第二条 町の資産への広告の掲載等は、町の財源を確保するとともに、民間企業等との協働を促すことにより地域の活性化を図ることを目的とする。

### (広告媒体)

第三条 町の資産のうち広告の掲載等ができるもの（町の資産の性質により広告の掲載等を行うことが適当でないものとして、町長が定めるものを除く。以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

一 町の刊行物及び印刷物

二 町のホームページ

三 その他広告媒体として広告の掲載等ができるものとして町長が認めるもの  
（広告の掲載等に関する基準）

第四条 広告媒体に広告として掲載等をする情報は、社会的な信頼性及び信用性の高いものでなければならない。  
2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体への掲載等をしてしない。

一 町の資産の目的、公共性又は品位を損なうおそれがあるもの

二 政治活動又は選挙運動に関するもの

三 宗教活動に関するもの

四 意見広告又は個人の宣伝に関するもの

五 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの

六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第一二二号）第二条に規定する営

業に関するもの

七 その他他広告媒体に掲載等をする広告として適当でない町長が認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体への掲載等ができる広告の内容、広告の掲載等を行う者その他広告の掲載等に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第五条 広告の掲載位置、規格、掲載期間、広告掲載料の額等は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する課又は室の長（以下「所管課長」という。）が定める。

(広告の募集)

第六条 広告の募集は、原則として、公募によるものとする。

2 広告の募集期間その他募集に関する事項は、所管課長が定める。

(広告の掲載等の申込み)

第七条 広告の掲載等を行う者又は、所管課長が定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(広告の掲載等の決定)

第八条 前条の申込みがあったときは、広告の内容等について審査し、その掲載等の可否を決定する。

2 広告の掲載等を行う旨の決定に当たっては、当該広告の募集に対して申込みのあった数が募集をした数を超えるときは、所属課長が定める基準によるものとする。

3 広告の掲載等の可否を決定したときは、所属課長が定める基準により通知しなければならない。

(広告掲載料)

第九条 広告の掲載等を行う旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は、第十一条第二項の規定により広告の掲載等の決定を取り消したときを除き、還付しない。

(広告主の責任)

第十条 広告主は、掲載等をする広告の内容、広告の掲載等により発生する負担その他広告の掲載等に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告の掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(決定の取消し)

第十一条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

一 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。

二 広告掲載料を納付しなかったとき。

三 その他広告主の責めに帰する事由により広告の掲載等をするのが適当でなくなったとき。

2 広告の掲載等により町の業務に重大な支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき、又は町の都合により広告の掲載等ができなくなつたときは、広告の掲載等をする旨の決定を取り消すことができる。

3 前二項の規定により広告の掲載等をする旨の決定を取り消したときは、所属課長が定める様式により当該広告主に通ずるものとする。

(池田町広告掲載審査委員会)

第十二条 第八条の規定による広告の掲載等の可否の決定は合議決裁によるものとし、所管課長が広告の掲載等に関する基準の適用に疑義があると認める場合において、当該広告の掲載等について審査するため、池田町広告掲載審査委員会(以下「審査会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、総務部総務課、税務課及び情報政策室並びに民生部住民課の課長及び室長をもって充てる。

5 委員長は、前項に定めるもののほか、審査の内容に係る課又は室があるときは、当該課又は室の長を臨時の委員とすることができる。

6 委員長は、会務を総理する。

7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が委員長を代理する。

(委員会の会議)

第十三条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会の庶務)

第十四条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第十五条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載等に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成十八年十二月二十日から施行する。